

記者発表(資料配付)			
月／日 (曜日)	所 属 名 (担当班名)	電 話	発 表 者 名 (担当者名)
1／1 (木)	兵庫県鳥インフルエンザ 対策本部事務局 対策班	078-362-3451 (内線 74435)	対策班長 中家 一郎 (副班長 岡田 崇)

姫路市における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う搬出制限区域の解除について

姫路市における高病原性鳥インフルエンザの発生について、本日、発生農場の防疫措置が完了した12月21日(日)から10日が経過します。

これを踏まえ、区域内で異常がなかったことから、農林水産省と協議の結果、1月1日(木)12時をもって、搬出制限区域(半径3km～10km)を解除しましたのでお知らせします。

また、搬出制限区域の解除に伴い、消毒ポイントの運営を見直しますので、お知らせします。

1 搬出制限区域の解除

- (1) 区域内の家きん飼育施設：28施設
- (2) 解除時期：1月1日(木)12時(正午)

2 消毒ポイントの見直し

1月1日12時(正午)より消毒ポイントを以下のとおり見直します。

名 称	住 所	運営時間	廃 止
姫路市香寺事務所	姫路市香寺町中屋14	24時間	移動制限区域の解除 をもって廃止予定 (1月12日)
兵庫県姫路総合庁舎	姫路市北条1-98	廃止	搬出制限区域の解除 をもって廃止
夢前スマートインターホン所	姫路市夢前町前之庄	廃止	
加西市学校給食センター跡地	加西市下宮木町409-1	廃止	(1月1日正午)

3 防疫措置の経過と今後の見込み

- (1) 鶏の殺処分：12月20日(土)23時終了
- (2) 汚染物品の処理、鶏舎等の消毒：12月21日(日)20時終了〔防疫措置完了〕
- (3) 殺処分鶏の焼却：12月30日(火)13時終了
- (4) 搬出制限区域の解除：1月1日(木)12時(正午)
- (5) 移動制限区域の解除：1月12日(月)
(発生農場の防疫措置完了後21日が経過し、区域内で異常がないこと)